

「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」
開催要綱

1. 目的

「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（以下「NDB」という。）及び「介護保険総合データベース」（以下「介護DB」という。）は、医療保険及び介護保険のレセプトデータ等を悉皆的に格納する匿名のデータベースとして、医療・介護分野の計画の策定、実施、評価のための分析等のデータに基づく政策形成等に用いられている。

NDB、介護DBについては、近年、地域における効果的・効率的で質の高い医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムの構築など、国民の保健・福祉の向上・増進のため、両者の情報の連結解析・提供が可能となる基盤を構築することの重要性が指摘されており、あわせて、セキュリティや効率的な実施体制の確保等の課題や、近年整備が進められている他の公的データベース等との関係についても検討が必要である。

こうしたことを踏まえ、NDB、介護DB情報等の解析基盤について、社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会での検討に資するため、法的・技術的な論点について整理・検討するため、本有識者会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 個人情報保護法制等との関係
- (2) データの収集・利用目的、対象範囲
- (3) 第三者提供
- (4) 費用負担
- (5) 実施体制
- (6) 技術面の課題（セキュリティの確保等を含む。）
- (7) その他

3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。また、その任期は平成31年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。
- (2) 本有識者会議の座長は、本有識者会議の構成員の中から互選により選出することとする。座長は、本有識者会議の事務を総理し、本有識者会議を代表することとする。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運営等

- (1) 本有識者会議は、老健局長及び保険局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本有識者会議においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本有識者会議は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 本有識者会議の庶務は、老健局老人保健課及び関係課室の協力を得て、保険局医療介護連携政策課において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本有識者会議の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」
構成員名簿

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 石川 広己 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 遠藤 久夫 | 国立社会保障・人口問題研究所所長 |
| 國井 隆弘 | 栃木県保健福祉部次長 |
| 田中 弘訓 | 高知市健康福祉部副部長 |
| 樋口 範雄 | 武蔵野大学法学部特任教授 |
| 松田 晋哉 | 産業医科大学医学部公衆衛生学教授 |
| 松山 裕 | 東京大学大学院医学系研究科 公共健康医学専攻生物統計学分野教授 |
| 武藤 香織 | 東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター公共政策研究分野教授 |
| 棟重 卓三 | 健康保険組合連合会理事 |
| 山本 隆一 | 一般財団法人医療情報システム開発センター理事長 |

50 音順、敬称略

NDB、介護DBの概要

< 両DB共通の性質 >

- ・医療保険（NDB）、介護保険（介護DB）の請求等に係るデータを国が悉皆的に収集。国への提出前に匿名化。
- ・サービスの利用分析、提供体制分析、保健医療・福祉分野等の学術的な分析等における有用性に期待。
- ・保険者、医療・介護関係者等のデータベース構築に関わる関係主体の理解・協力を得て、公益目的で利用。

| DB | NDB | 介護DB |
|----------|---|--|
| 収集している情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療レセプト（約148.1億件、H21.4～） ・特定健診データ（約2.3億件、H20.4～） ※平成30年3月末時点 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護レセプト（約8.6億件、H24.4～） ・要介護認定情報（約5千万件、H21.4～） ※平成30年3月末時点 |
| 主な情報項目 | <p><レセプト> 傷病名、投薬、診療開始日、診療実日数、検査 等</p> <p><特定健診> 健診結果、保健指導レベル</p> | <p><レセプト> サービスの種類、単位数、要介護認定区分 等</p> <p><要介護認定情報> 要介護認定一次、二次判定情報</p> |
| 収集根拠 | 高齢者医療確保法第16条 | 介護保険法第118条の2 |
| 主な用途 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化計画の作成、実施、評価 ・医療計画、地域医療構想の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村介護保険事業計画の作成、実施、評価 ・都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施、評価 |
| 第三者提供 | <p>有識者会議の審査を経て実施（H23年度～）</p> <p>提供対象者：国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、医療の質向上を目的とする公益法人等の研究者に提供</p> | <p>有識者会議の審査を経て実施（H30年度～開始予定）</p> <p>提供対象者：国、自治体、独法、大学、保険者の中央団体、介護サービスの質向上を目的とする公益法人等の研究者に提供</p> |
| 匿名性 | 匿名（※国への提出前に匿名化、個人が特定可能な情報を削除して収納） | |

NDB、介護DBの収集・利用目的

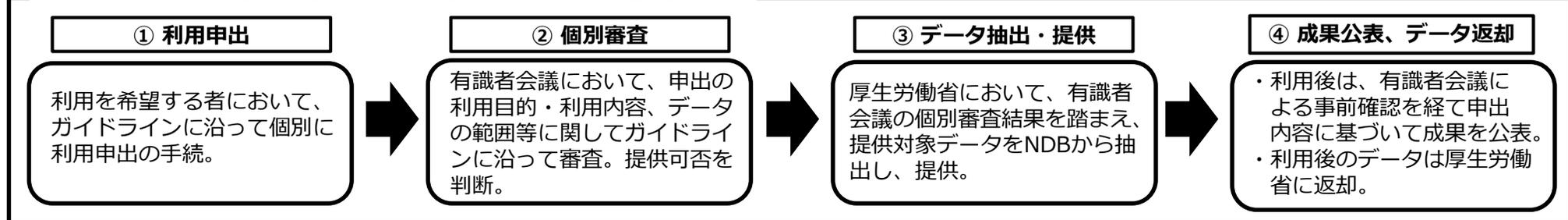
<NDB、介護DBの収集・利用目的の特徴>

- ① 情報の収集・利用目的は、法定目的とガイドラインの組み合わせによって設定。
- ② 両者の法定目的の範囲に差。
- ③ 情報の匿名性の確保、利用の公益性の確保を図るため、提供前・提供後の双方の取扱いをガイドラインで記載。

<NDB、介護DBの収集・利用目的とガイドラインの概要>

| データベース | 収集・利用目的（法定） | ガイドライン | | | | | |
|--------|---|---|--|-----|---|-----|--|
| | | 収集・利用目的 | 主な記載内容 | | | | |
| NDB | 全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価 (高齢者医療確保法16条) | 医療サービスの質の向上等を目指した施策の推進、 学術の発展に資すること | 有識者会議の役割や利用者の範囲を定め、提供前・提供後について、下記のとおり記載。 | | | | |
| 介護DB | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価 ・国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上 (介護保険法118条の2) | 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等を目指した施策の推進、学術の発展に資すること | <table border="1"> <tr> <td>提供前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議における個別審査 (利用の目的・内容・必要性) ・成果の公表 ・過去の研究実績 等 </td> </tr> <tr> <td>提供後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な管理 ・不適切事案対応 ・成果の公表 ※公表前に有識者会議で確認。 </td> </tr> </table> | 提供前 | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議における個別審査 (利用の目的・内容・必要性) ・成果の公表 ・過去の研究実績 等 | 提供後 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な管理 ・不適切事案対応 ・成果の公表 ※公表前に有識者会議で確認。 |
| 提供前 | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議における個別審査 (利用の目的・内容・必要性) ・成果の公表 ・過去の研究実績 等 | | | | | | |
| 提供後 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な管理 ・不適切事案対応 ・成果の公表 ※公表前に有識者会議で確認。 | | | | | | |

<NDB第三者提供（利用申出から利用後までの流れ）>



NDB、介護DBに対する新たな要請と今後の検討

新たな要請

- NDB、介護DBに対しては、経済財政諮問会議等において、
 - ・ 医療と介護のレセプトデータを全国的に連結すること（平成28年5月 経済財政諮問会議 総理発言）
 - ・ 健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにすること（経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定））等の期待が示されている。
- これらの期待の背景には、
 - ・ 団塊の世代が75歳を迎える2025年を節目を念頭に、効果的・効率的な医療介護提供体制や地域包括ケアシステムの構築の推進に向けた、医療と介護の双方にかかる課題の分析に対する期待
 - ・ NDB、介護DB以外の目的別のデータベースの整備の進捗を踏まえた新たな解析への期待などが挙げられる。

今後の検討

以下について、NDB、介護DBに関する特質を踏まえた検討が必要。

- ① 地域における効果的・効率的で質の高い医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムの構築等の観点から、現在、個々に収集、管理、分析が行われているNDBと介護DBで保有する情報について、連結解析を可能とすること
- ② DPCデータ及びその他の公的データベースとの関係整理
- ③ ①、②に即した第三者提供の枠組みの整理

参考

○経済財政諮問会議における総理発言（平成28年5月11日 第8回経済財政諮問会議における安倍総理大臣発言抜粋）

社会保障については、医療・介護分野における徹底的な『見える化』を行い、給付の実態や地域差を明らかにすることにより、より効果的で効率的な給付を実現していきます。このため、塩崎大臣におかれては、医療や介護のレセプトデータを全国的に連結し、社会保障給付費を効率化していくための具体案を諮問会議に報告していただきたいと思います。

○経済財政運営と改革の基本方針2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～（平成29年6月9日閣議決定）抜粋

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進 3. 主要分野ごとの改革の取組（1）社会保障 ④ 健康増進・予防の推進等

個人・患者本位で最適な健康管理・診療・ケアを提供する基盤として、健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにするとともに、国民の健康管理にも役立つ「保健医療データプラットフォーム」や、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースについて、2020年度（平成32年度）の本格運用開始を目指す。

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

行政・保険者・研究者・民間等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結・分析できる解析基盤について、本年度から詳細なシステム設計に着手し、平成32年度から本格稼働する。

(参考) 保健医療分野の主な公的データベースの状況

平成30年4月19日
 社会保障審議会医療保険部会資料

保健医療分野においては、近年、それぞれの趣旨・目的に即してデータベースが順次整備されている。
 主な公的データベースの状況は下表のとおり。

| データベース の名称 | NDB (レセプト情報・ 特定健診等情報 データベース) (平成21年度～) | 介護DB (平成25年～) | DPCDB (平成29年度～) | 全国がん登録 DB (平成28年～) | 難病DB (平成29年～) | 小慢DB (平成28年度～) | MID-NET (平成23年～) |
|---------------|--|--------------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 元データ | レセプト、 特定健診 | 介護レセプト、 要介護認定情 報 | DPCデータ (レセプト) | 届出対象情報、 死亡者情報票 | 臨床個人調査 票 | 医療意見書情 報 | 電子カルテ、 レセプト 等 |
| 主な情報項目 | 傷病名(レセ プト病名)、 投薬、健診結 果 等 | 介護サービスの 種類、要介 護認定区分 等 | ・簡易診療録 情報 ・施設情報 等 | がんの罹患、 診療、転帰 等 | 告示病名、生 活状況、診断 基準 等 | 疾患名、発症 年齢、各種検 査値 等 | ・処方・注射 情報 ・検査情報 等 |
| 保有主体 | 国 (厚労大臣) | 国 (厚労大臣) | 国 (厚労大臣) | 国 (厚労大臣) | 国 (厚労大臣) | 国 (厚労大臣) | PMDA・ 協力医療機関 |
| 匿名性 | 匿名 | 匿名 | 匿名 | 顕名 | 顕名 (取得時に 本人同意) | 顕名 (取得時に 本人同意) | 匿名 |
| 第三者提供 の有無 | 有(※1) (平成25年度 ～) | 有(※1) (平成30年度 ～開始予定) | 有 (平成29年度 ～) | 有 (詳細検討 中) | 無 (検討中) | 無 (検討中) | 有 (平成30年度 ～) |
| 根拠法 | 高確法16条 | 介護保険法 118条の2 | - (告示) | がん登録推進 法第5、6、8、 11条 | - | - | PMDA法 第15条 |

※1 NDBについては、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき個別審査を行った上で第三者提供を実施。
 介護DBも、NDBのスキームを基本的に踏襲し、第三者提供を行う予定。

※2 上記に加え、生活保護の分野では、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の予防等を推進する「被保護者健康管理支援事業」を創設し、同事業の実施に資するため、国が全国の被保護者の医療データを収集・分析することを内容とする「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を平成30年通常国会に提出。